

# 令和8年度（2026年度）「新しい認知症観」広報啓発業務 業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度（2026年度）「新しい認知症観」広報啓発業務

## 2 目的

高齢化の進展に伴い、今後さらに認知症高齢者の増加が見込まれる中、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行された。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすためには、地域に暮らす子どもから高齢者まで幅広い世代の誰もが、認知症を我事として捉え、正しく理解することが必要である。

そこで、「新しい認知症観」の普及を通じて、子どもから高齢者まで広い世代への働きかけを行い、地域の担い手を育成するとともに、認知症の人やその家族と共生社会の実現を推進することを目的とする。

## 3 業務内容

（1）「新しい認知症観」の普及啓発に係るイベントの実施

①受託事業者は、県と連携のうえ、以下の事項に留意し、「新しい認知症観」の普及啓発に係るイベントを実施する。

②イベントでは、ステージを利用したトークイベントを実施するとともに、「新しい認知症観」の広報啓発に繋がる展示・体験ブース等と併設するほか、工夫して効果的な啓発イベントとなるよう留意する。

③展示・体験ブースは4ブース以上設けること。

なお、企画や展示・体験ブースのテーマ例は以下のとおり。

- ・ 認知症への理解
- ・ 軽度認知障害（MCI）
- ・ 認知症サポーター
- ・ 認知症の周辺症状への対応
- ・ 若年性認知症

④会場は以下のとおりとする。

びふれす広場（〒860-8536 熊本市中央区上通2番 他）

※ 県内で、幅広い地域や世代の県民が通行することが期待されるため会場に選定。

※ 会場は県で予約済み。ただし、会場等設備使用料は受託事業者において支払うこと。

※ 受託事業者において、別途ステージイベント出演者の控室を確保すること。

※ その他、会場の設営や資材の調達（搬入から撤去までを含む）は受託事業者において行うこと。

※ 使用上の注意や貸出し備品は別紙「びふれす広場のご利用にあたって」を参照すること。

⑤実施日時は以下のとおりとする。

令和8年9月21日（月） 午前11時から午後4時まで（合計5時間実施）

※ 9月21日は認知症基本法において、「認知症の日」と規定されている。

<その他の実施条件や留意事項>

- ・認知症基本法及び国の認知症施策推進基本計画の趣旨を踏まえた、「新しい認知症観」の普及・啓発に資する内容とすること。
- ・ステージイベントにおいて、県に所縁のある著名人や、認知症関連図書著者、認知症関連映像作品出演者等を起用すること。また、認知症の人（くまもとオレンジ大使等を想定）が参画したプログラムを必ず含むこと。
- ・イベントには、熊本県知事やくまモン、ワルモンのゲスト参加を調整中である。これらのゲストが参加できるプログラムや企画を検討すること。
- ・展示・体験ブースのうち2区画は県が企画、出展するブースを設けること。
- ・当事者（認知症の人やその家族）や専門職など、認知症に関心のある層のみならず、幅広い世代の県民に訴求する内容となるよう工夫すること。
- ・当日来場者に配布するノベルティを制作すること。
- ・実施内容の最終決定は、県と受託者が協議して行うこと。
- ・荒天等のやむを得ない事情によりイベントを中止する場合のキャンセル料については、県と受託事業者で協議の上、決定すること。

(2) 認知症月間の周知及びイベントの告知

① 受託事業者は、県民全体を対象として、9月の認知症月間に伴う、「新しい認知症観」に関する広報及び、(1)のイベントの告知を行う。

② 広報媒体については以下のとおりとする。

県から各市町村に配布するためのチラシを8,000部以上制作すること。

その他、受託業者において選定するSNS等の広報媒体により、効果的に発信すること。また、地元メディアとタイアップするなど県内全域の市町村・住民に対して当該事業の実施状況が浸透されるように配慮すること。

(3) 効果測定の実施

県民の認知症の理解度等に関して、来場者アンケートなどにより、(1)のイベント実施による効果測定を実施すること。

(4) 業務完了報告

業務完了後は、イベントの内容、広報効果、効果測定結果をまとめ、成果物として県に提出すること。